# 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会　平成３１年度事業計画

## 基本方針

近年の社会福祉を取り巻く状況は、少子高齢化の進行や世帯構成の変化による単身世帯の増加、生活様式や価値観等の多様化、非正規雇用等の増加に伴う生活困窮、子どもの貧困や虐待、さらに社会的孤立や権利擁護の問題、高齢・障害・ひとり親といった対象者別の制度では解決できない問題など身近で深刻な生活課題が顕在化しています。また、全国各地の地震や風水害等の自然災害を教訓として、平時における地域での助けあい活動やボランティア活動の重要性が再確認されており、これらの様々な課題を解決するためには、住民相互の繋がりによる地域の福祉力向上が一層求められています。

こうした社会背景の中、昭和村社会福祉協議会は「誰もが幸せに」暮らせる福祉の村づくりを進めるため、村と平成２９年４月に昭和村地域福祉計画・昭和村地域福祉活動計画を策定しました。

平成３１年度は、計画の目標である「笑い声のひびくやさしい村」の実現を目指し、社会福祉法人の役割を根底に基本理念に基づき、地域の方々や関係機関との連携強化、地域における様々な福祉活動支援など地域福祉を推進するための活動を展開します。

また、将来的・長期的における適正な法人運営を視野に入れ、建設的な経営改善や人材の育成（確保）を図るとともに社会福祉協議会の使命を果たすことができる組織づくりと意識づくりに積極的に努めます。

## １．法人運営部門（総務係）

地域に親しまれる団体として適正で開かれた法人の運営を組織的に行います。また、法人全体を管理する部門として、発展強化計画に基づき財務運営方針を進めるために各部門との調整を図り適正な事業運営に努めるために次の事項に取り組みます。

（１）経営面に配慮しながら地域ニーズに合わせた効果的な事業展開
（２）適正な事業運営ができる職員配置
（３）係間の連携強化及び職員間の共通認識の構築
（４）透明性・公平性を高めるための積極的な情報公開
（５）災害時等でも事業を継続、または早期復旧するための体制整備

また、具体的な内容として次の事業を実施します。

（１）理事会・評議員会・監事会の開催
（２）正副会長会議・委員会・係等代表者会議等の開催
（３）適正な役職員の人事・労務財務管理
（４）事業・業務の効率化の推進
（５）資格取得の促進及び後継者の育成
（６）収入予算の確保と経費削減の徹底
（７）情報公開の促進
（８）職場内研修及び検討会議の開催

（９）職員の福利厚生の維持
（１０）事業継続計画（ＢＣＰ）の策定作業
（１１）その他法人運営上必要となる活動

２．地域福祉部門（地域福祉係）

地域住民主体による地域福祉を推進するために、地域の皆さんの参加・協力による助け合い、支え合いの福祉活動を展開します。また、地域福祉推進の主要部門として、発展強化計画に基づき財務状況を踏まえ、事業の効率化・適正化を図りながら地域福祉活動を展開するために次の事項に取り組みます。

（１）地域福祉活動の事業内容に見合った財源の確保
（２）事業を効果的かつ効率的に展開するための改善
（３）住民意識を高め、地域ニーズを把握するなどの計画的な事業展開
（４）地域福祉活動計画に基づく地域福祉推進の実践的活動

また、具体的な内容として次の事業を実施します。

（１）地域福祉活動推進のための村への補助金要望及び緊密な連携
（２）地域福祉活動事業の内容検証及び整理
（３）地域住民参画による地域福祉活動の推進
（４）ボランティアの育成及び活動推進（ボランティアセンターの運営）
（５）各種団体等の活動支援及び助成
（６）低所得世帯への生活指導及び資金援助
（７）小地域福祉活動支援の充実（ふれあい・いきいきサロンの推進）
（８）生活支援体制整備事業の受託運営
（９）社会福祉法人連絡会の開催
（１０）見守り支援活動の充実
（１１）その他の地域福祉を推進するための活動

３．学童保育部門（地域福祉係）

児童や家庭に対しわけへだてなく保育を行い、豊かな愛情を持って接し児童の健全育成に努めます。また、村から指定管理を受けて運営している事業として、発展強化計画に基づき企業努力を図りながら児童の健全育成を進めるために次の事項に取り組みます。

（１）児童が安全に快適に過ごせる環境整備
（２）保護者が安心して預けられる体制づくり
（３）魅力ある学童にするための取り組み
（４）保育マニュアル及び安全管理の手引きに基づく保育の提供

また、具体的な内容として次の事業を実施します。

（１）子どもと支援員の信頼関係の構築
（２）学童間及び職員間の連絡・連携強化
（３）支援員の自主点検実施による保育提供及び適切な保護者対応
（４）支援員個々の資質向上

（５）児童が安心していきいきと過ごせる居場所づくり
（６）保護者及び関係機関との連絡・連携強化
（７）防災・防犯訓練の実施
（８）イベント、遊び、地域や世代間交流の実施
（９）特別な支援を要する児童への適切な対応を図るための専門職との連携

４．福祉センター昭和の湯部門（総務係）

利用者の意見や社会の変化に合わせて柔軟で迅速な対応を行い、皆に愛される施設を目指します。また、村から指定管理を受けて運営している事業として、発展強化計画に基づき企業努力を図りながら老若男女問わず親しまれる施設を目指すために次の事項に取り組みます。

（１）施設の維持管理及び運営に必要な財源の確保
（２）利用者のニーズに合わせた設備及びサービスの提供
（３）老朽化した修繕箇所への計画的かつ迅速な補修対応
（４）職員の負担を配慮した運営（営業）内容の見直し

また、具体的な内容として次の事業を実施します。

（１）事業収入増と支出削減による経営改善
（２）大規模な施設設備の修繕及び経営改善を図るための村への要望
（３）施設設備の老朽化度合いの把握及び必要な修繕への迅速な対応
（４）各種イベント・ＰＲ活動の継続実施
（５）サービス向上への積極的な取り組み
（６）関係職員等による月例の打ち合わせ会議の開催
（７）温泉でリフレッシュ事業の継続実施

５．シルバー人材センター部門（総務係）

高齢者に対し補助的短期的で安心安全な就業機会を確保し、生きがいの充実及び社会参加等福祉の増進に努めます。また、公益性の高い事業として村民及び関係機関に対し信頼される作業を提供し財務状況を踏まえ、事業の適正化を図りながら次の事項に取り組みます。

（１）高齢者に適する仕事の情報収集
（２）高齢者の希望と能力に応じた仕事の提供
（３）事業を円滑に推進するための村及び関係機関、団体との連絡調整
（４）安全かつ適正な就労環境の確保

また、具体的な内容として次の事業を実施します。

（１）高齢者に適した仕事を企業・個人より請け負い、それぞれに合った仕事の会員への紹介
（２）安全な就労確保のための各作業に必要な安全具及び作業道具の整備確保
（３）会員の自主的・自発的・創意ある活動を推進し、組織的運営への参加を図るための新会員の加入促進
（４）事業の普及を図るための広報誌及びパンフレット等を活用した啓発活動

６．介護保険部門

法令を遵守しながら、要介護者・要支援者及びご家族の方々との信頼関係を大切にして、利用者個々のニーズに適切に対応したサービス提供を目指します。また、発展強化計画に基づき、利用者本位の質の高い支援を行い、住み慣れた地域の中で安心して生活していけるようサービスを展開して行きます。

〇居宅介護支援事業（居宅介護支援係）

利用者及びご家族の要望を確認したうえで、専門職として個々のニーズに応えられ、残存機能の維持向上に繋がるプランの提案を目指します。また、要介護者及び要支援者の施設入所や要介護状態の悪化を防止し、安心・安全な在宅生活を継続できるよう次の事項に取り組みます。

（１）利用者とご家族の心身の状況に注視し家庭や地域との関係を継続できるプランの提案
（２）関連する村事業の積極的な受託
（３）利用者とご家族が笑顔で暮らせる支援体制の強化
（４）新規利用者の柔軟な受入と維持による事業収入増

また、具体的な内容として次の事業を実施します。

（１）偏りのないアセスメントとニーズの把握
（２）変化や異常に迅速に対応し重度化を防ぐ支援
（３）課題を意識したモニタリングの継続と笑顔の配達
（４）利用者とご家族及び関係機関との信頼関係に基づく連携強化

〇訪問介護事業（訪問介護係）

居宅にて安心安全に活動できる環境づくりと利用者及びご家族のプライバシーにも留意しながら、信頼されるサービス提供を目指します。また、利用者との信頼関係を大切にして、要介護者及び要支援者がその状況にあった環境の中で安心して生活していけるよう、次の事項に取り組みます。

（１）サービスの質及び職員資質の向上と職員の健康状態の把握
（２）適切なサービス提供による要介護状態の悪化防止
（３）新規利用者の柔軟な受入と事業所情報の発信

また、具体的な内容として次の事業を実施します。

（１）利用者個々の状態に合わせ、安心安全な生活を継続できるサービスの提供
（２）職員個々の介護・相談援助技術の向上及び知識の習得
（３）職員間の連携強化及び情報の共有
（４）利用者及びご家族との信頼関係の確立及び関係機関との連携強化
（５）職員個々の体調管理及び精神的な負担への配慮
（６）利用者の増加等による増収への積極的な取り組みと経営改善

〇通所介護事業（通所介護係）

利用者の個別化を意識しながら、個々のニーズや要望に応えられるサービス提供を目指します。また、利用者との関係性を大切にして、個別的かつ集団的な活動を基に、要介護者及び要支援者が安心して在宅生活を送れるよう次の事項に取り組みます。

（１）利用者確保に向けた、新たなサービスへの取り組み
（２）サービスの質及び職員資質の向上
（３）利用者のニーズに対応できるプログラム・環境の整備
また、具体的な内容として次の事業を実施します。
（１）利用者個々のニーズ・機能に合わせた柔軟なプログラムの取り組みとサービス提供
（２）職員個々の介護・相談援助技術の向上及び知識の習得
（３）職員間の連携強化及び情報の共有
（４）基本目標に沿った、サービス提供
（５）利用者及びご家族との信頼関係の確立及び関係機関との連携強化
（６）地域から通所介護事業所に求められているニーズの把握及び対応協議
（７）地域に開かれた施設づくり及び事業所情報の発信
（８）利用者の増加等による増収への積極的な取り組みと経営改善

７．障害福祉部門（訪問介護係）
利用者個々のニーズを的確に把握し、そのニーズに合わせたサービス提供を目指します。また、障害者や障害児の方が、住み慣れた地域の中で安心して生活していけるよう、専門的な知識と技術の取得を目指し、発展強化計画に基づきながら次の事項に取り組みます。
（１）幅広い障害福祉サービス利用者の理解
（２）利用者個々のニーズに合わせたサービス提供
また、具体的な内容として次の事業を実施します。
（１）職員個々の介護技術の向上及び知識の習得
（２）利用者の理解とニーズの把握
（３）利用者個々のニーズに合わせながら精神面にも寄り添ったサービス提供
（４）職員個々の体調管理及び職員の精神的な負担への配慮

８．在宅福祉部門（地域福祉係・居宅介護支援係・訪問介護係・通所介護係）
関係機関との連携を密にしながら、社会福祉協議会として地域住民に信頼されるサービス提供を目指します。また、発展強化計画に基づき、各事業のニーズとサービス内容を確認しながらさらなる充実を図れるよう、次の事項に取り組みます。
（１）サービスの質の向上及び柔軟な提供
（２）関係機関との連携強化
また、具体的な内容として次の事業を実施します。
（１）利用者のニーズに合わせたサービスの提供
（２）地域包括支援センター等関係機関との連携強化及び地域への周知
（３）地域におけるニーズに合わせたサービスの検討